

議 事 日 程 第 6 号

令和5年12月15日（金）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第64号 市民バス（万世線）の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議第65号 市民バス（市街地循環路線）の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議第66号 米沢市上杉博物館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議第67号 米沢市長の在任期間に関する条例の廃止について
- 日程第 5 議第68号 米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議第69号 米沢市博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議第71号 米沢市職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について
- 日程第 8 議第80号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議第81号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 閉会中の継続審査の申出について

（民生常任委員長報告）

- 日程第11 議第72号 米沢市営駅前自転車駐車場及び米沢市営駅東自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第73号 米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部改正について
- 日程第13 議第74号 米沢市児童福祉施設設置条例の一部改正について
- 日程第14 議第75号 米沢市犯罪被害者等支援条例の設定について
- 日程第15 議第86号 米沢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 請願第3号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書提出方請願

（産業建設常任委員長報告）

日程第 17 議第 76 号 置賜広域観光案内センター等の指定管理者の指定について

(予算特別委員長報告)

日程第 18 議第 77 号 令和 5 年度米沢市一般会計補正予算 (第 9 号)

日程第 19 議第 78 号 令和 5 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 20 議第 79 号 令和 5 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 21 議第 82 号 令和 5 年度米沢市一般会計補正予算 (第 10 号)

日程第 22 議第 83 号 令和 5 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 23 議第 84 号 令和 5 年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 24 議第 85 号 令和 5 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 25 議第 87 号 令和 5 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 26 発議第 7 号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出について

日程第 27 発議第 8 号 中川勝市長の退任に伴う表敬決議

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号と同じ

出欠議員氏名

出席議員 (24 名)

1 番	佐	野	洋	平	議員	2 番	成	澤	和	音	議員	
3 番	高	橋	千	夏	議員	4 番	関	谷	幸	子	議員	
5 番	高	橋	英	夫	議員	6 番	高	橋		壽	議員	
7 番	小	久	保	広	信	議員	8 番	影	澤	政	夫	議員
9 番	山	村		明	議員	10 番	堤		郁	雄	議員	
11 番	植	松	美	穂	議員	12 番	古	山	悠	生	議員	
13 番	島	貫	宏	幸	議員	14 番	木	村	芳	浩	議員	

15番 相田克平 議員
 17番 太田克典 議員
 19番 山田富佐子 議員
 21番 鳥海隆太 議員
 23番 齋藤千恵子 議員

16番 遠藤隆一 議員
 18番 我妻徳雄 議員
 20番 佐藤弘司 議員
 22番 島軒純一 議員
 24番 工藤正雄 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市長 中川勝
 総務部長 神保朋之
 市民環境部長 佐藤明彦
 産業部長 安部晃市
 会計管理者 本間加代子
 病院事業管理者 渡邊孝男
 総務課長 高橋貞義
 政策企画課長 伊藤昌明
 教育管理部長 森谷幸彦
 選挙管理委員会委員長 玉橋博幸
 代表監査委員 志賀秀樹
 農業委員会会長 小関善隆

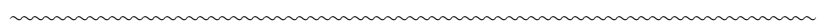
副市長 大河原真樹
 企画調整部長 遠藤直樹
 健康福祉部長 山口恵美子
 建設部長 吉田晋平
 上下水道部長 安部道夫
 市立病院事務局長 和田晋
 財政課長 土田淳
 教育長 土屋宏
 教育指導部長 山口玲子
 選挙管理委員会事務局長 佐藤幸助
 監査委員 佐藤徹
 農薬委員会事務局長 小田浩昭

出席した事務局職員職氏名

事務局長 栗林美佐子
 議事調査主査 曾根浩司

事務局次長 細谷晃
 主任 齋藤舞有

主 事 戸 田 修 平



午前１０時００分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

日程第１ 議第64号市民バス（万世線）
の指定管理者の指定について外
8件

○相田克平議長 日程第1、議第64号市民バス（万世線）の指定管理者の指定についてから日程第9、議第81号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの議案9件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長12番古山悠生議員。

〔総務文教常任委員長12番古山悠生議員登壇〕

○12番（古山悠生議員） 御報告申し上げます。

去る11月28日及び12月4日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

当委員会は、議会日程に従い、6日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

なお、当委員会に付託されました案件のうち、議第70号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを除く議案9件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第64号市民バス（万世線）の指定管理者の指定についてであります。本案は、市民バス（万世線）の管理を行わせる指定管理者について、令和6年度から期間を定めて指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、運転手の成り手不足が昨今問題になっているが、そのことが指定管理者公募の審査結果等に与えている影響をどのように捉えているかとの質疑があり、当局から、今回指定しようとする事業者については、運転手を確保した上で応募しているが、市としても運転手の成り手不足は認識しており、今後、運転手の確保については何らかの支援を検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、運転手の成り手を確保するための手だてとしては人件費の引上げが考えられるが、今回、当局が設定した人件費はどのように決定したのかと質疑があり、当局から、今回人件費を算定する際には、賃金構造基本統計調査のバス運転手の単価を参考としたものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、万世線については、八幡原中核工業団地内で就業する障がい者の方が利用するためのルート変更が予定されており、障がい者の方の利用の増加が見込まれるが、今後どのような点に注意して運行していく考えかとただされ、当局から、事業者には、障がい者の方が利用する際に、車椅子への配慮や乗降に対するサポートを行うことを義務づけている。また、事業者からの提案で独自のチェックシートを作成し、利用者への接遇や運転中の注意事項などを確認する取組を行うこととなっている。そのチェックシートには障がい者の方への対応について確認する項目も含まれていることから、そのような取組を通して、障がい者の方についても一定水準のサービスが提供できるものと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号市民バス（市街地循環路線）の指定管理者の指定についてであります。本案は、市民バス（市街地循環路線）の管理を行わせる指定管理者について、令和6年度から期間を定めて

指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、指定管理者公募の審査結果では、事故対応や運転手の健康管理といった人命に関わる項目を含む選定基準である「施設管理に関するその他の要件事項」の得点が低いようだが、問題ないかとの質疑があり、当局から、新たなサービス展開に向けた「提案等」の項目で得点できず、当該選定基準全体の得点は低くなっているが、事故対応及び運転手の健康管理については一定水準の点数を得ており問題ないと捉えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号米沢市上杉博物館の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市上杉博物館の管理を行わせる指定管理者について、令和6年度から期間を定めて指定しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号米沢市長の在任期間に関する条例の廃止についてであります。本案は、米沢市長の在任期間の制限を廃止しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。本案は、独自利用事務として情報連携を行う事務を追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全

委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号米沢市博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、他の博物館等と協力して刊行物及び情報の交換、資料の相互貸借を行うことを定めている現行の条例第3条第9号が改正により削除されるが、ここで定める事業は今後どうなるのかとの質疑があり、当局から、博物館法第3条の改正内容に合わせ、現行の条例第3条第9号は削除となるが、今まで現行の第3条第9号に基づき行ってきた事業については、今後は、改正後の第3条第12号「その他米沢市教育委員会が必要と認める事業」に含めて、引き続き行っていきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号米沢市職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についてであります。本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、常勤の特別職の職員及び議会議員並びに病院事業の管理者に対して支給する期末手当の支給割合を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、特別職の期末手当を引き上げる理由をただされ、当局から、特別職の期末手当については、これまで一般職の期末手当と合わせて改定してきた経緯がある。このたび一般職の期末・勤勉手当の支給割合を引き上げようと

していること、また、国、県及び県内の多くの都市においても引上げを予定していることを考慮し、増額改定したいと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、今回の特別職の期末手当の引上げは、一般職とは異なり、山形県人事委員会勧告に基づくものではなく、県内の状況等を勘案して行おうとするものである。現在の物価高もあり、コロナ禍後で景気がまだ回復しておらず、市民はまだ大変な状況にあると考えられる中で、特別職の期末手当を引き上げることに反対するとの意見があり、起立採決を行ったところ、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第81号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案は、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の変更を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件のうち、議第70号を除く議案9件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第80号を除く議第64号から議第69号まで、議第71号及び議第81号の議案8件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、

議第64号から議第69号まで、議第71号及び議第81号の議案8件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第80号について、起立により採決いたします。

議第80号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第80号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。よって、議第80号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第10 閉会中の継続審査の申出について

○相田克平議長 次に、日程第10、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から、総務文教常任委員会において審査中の議第70号について、会議規則第111条の規定により、配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。よって、総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の

継続審査とすることに決まりました。

.....

**日程第 1 1 議第 7 2 号米沢市営駅前自転車駐
車駐車場及び米沢市営駅東自
転車駐車場の指定管理者の指
定について外 5 件**

○相田克平議長 次に、日程第11、議第72号米沢市営駅前自転車駐車場及び米沢市営駅東自転車駐車場の指定管理者の指定についてから日程第16、請願第3号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書提出方請願までの議案5件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長 4 番関谷幸子議員。

〔民生常任委員長 4 番関谷幸子議員登壇〕

○4 番（関谷幸子議員） 御報告申し上げます。

去る11月28日及び12月5日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、7日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長並びに請願審査においては参考人及び紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議第72号米沢市営駅前自転車駐車場及び米沢市営駅東自転車駐車場の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市営駅前自転車駐車場及び米沢市営駅東自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者について、令和6年度から期間を定めて指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、令和6年度からの指定

管理において、自転車駐車場の管理上特に対応を要するのはどのような点かとの質疑があり、当局から、駅前自転車駐車場は2階建てであるが、2階の利用が減っていることから、指定しようとする事業者にはある程度管理しやすい範囲での対応を要請しているとの答弁がありました。

また、委員から、次期指定管理期間において、労働条件は改善されるのか。また、物価高騰への対応はどうなっているのかとの質疑があり、当局から、現指定管理期間中の令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されており、賃金・報酬の部分では既に改善されている。また、物価高騰への対応として、清掃や機械保守に係る費用などについては、十分精査した上で増額したところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、指定管理者公募審査結果において、管理に係る経費の縮減で得点が0点だが、経費の縮減は全くなかったのかとの質疑があり、当局から、管理に係る経費については、こちらで提示した価格よりも事業者の提案価格が数万円下回っていたが、審査の評点につながる縮減額に満たなかったため0点となったとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部改正についてであります。本案は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、今回事業者による障がいがある方への合理的配慮が義務となるが、本市ではどのような対応をするのかとの質疑があり、当局から、事業者の合理的配慮が義務化されることについては、事業者への周知が大事だと思っており、特に小規模事業者を中心に周知啓発を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号米沢市児童福祉施設設置条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市窪田児童センターを廃止しようとするものであります。

本案に対し、委員から、窪田児童センターの施設は、窪田地区から放課後児童クラブとして継続して運営してほしいとの要望があると思うが、継続するのかとの質疑があり、当局から、現在の事業主体の米沢市社会福祉協議会と話し合いをしており、令和6年度以降も事業を継続することで了承を得ているとの答弁がありました。

また、委員から、窪田児童センター廃止後に放課後児童クラブを継続するに当たって施設の改築等の要望が出ているが、本市ではどう対応するのかとの質疑があり、当局から、窪田児童センター廃止後については、米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方によって新たな施設の改修は行わない考えであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号米沢市犯罪被害者等支援条例の設定についてであります。本案は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、犯罪被害者への支援のうち費用がかかる支援はどのようなものがあるのかとの質疑があり、当局から、国の犯罪被害者等給付金の支給の対象となった場合、国の給付金が支給されるまでの間の生活支援として市から給付金を支給する制度について、令和6年4月1日からの運用を検討しているとの答弁がありました。

また、委員から、条例第2条第1号の犯罪等の定義で「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とはどのようなものかとの質疑があり、当

局から、ストーカー行為には当たらないが警告の対象となるような付きまといや、DV等で手を出してはいないが暴言を吐いたり無視したりする行為を想定している。その行為が犯罪等に当たるかは、相談者からの聞き取りや関係機関への相談・意見聴取をした上で判断していく必要があると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」に当たるかを判断する基準が曖昧ではないかとの質疑があり、当局から、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑法に規定される犯罪に類する同様の行為と考えており、それに当たるかどうかは状況によって様々な場合が想定されることから、明確に規定するのではなく、条文中で示している規定の中で運用していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、犯罪等に当たるかを判断する際の運用を明文化すべきではないかとの質疑があり、当局から、今回の条例の制定に当たって逐条解説を準備していることから、その内容を公表することにより市民の方に御理解をいただけるようにしたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、条例第2条第6号の定義で、関係機関等に民間支援団体とあるが、どのような団体を想定しているのかとの質疑があり、当局から、公益社団法人やまがた被害者支援センターを想定しており、このセンターは、山形県公安委員会が指定した犯罪被害者等の早期援助団体であることから、このセンターへの相談に結びつけたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、出産する国民健康保険被保険者に係る国民健康保険税の産前産後期間相当分を減額する措置を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、単胎の場合4か月分、多胎の場合6か月分の国民健康保険税が減額になるのかとの質疑があり、当局から、そのとおりだが、令和6年1月1日の施行に合わせての取扱いとなるとの答弁がありました。

また、委員から、この国民健康保険税の減額の対象者数の見込みについて質疑があり、当局から、本市の国民健康保険被保険者での出生数は、令和2年度から令和4年度までの年間の平均が22人となっており、対象者数は1月当たりおおむね2人と見込んでいるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書提出方請願についてであります。本請願は、政府が昨年以降看護師・介護職員などを対象とした各種補助金施策を実施し、診療報酬・介護報酬の臨時改定を行うなどしてきたが、対象が限定的であるなど課題の解消に至っていないことから、診療報酬と介護報酬の抜本的な引上げと、全ての医療機関・介護施設に行き渡るような物価高騰支援策の拡充、社会保障に関わる国民負担の軽減を求め、国に対して意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、紹介議員から厚生労働省の発表によると介護従事者の平均給与が31万8,000円程度であったとの情報が紹介されたが山形県内の水準はどうかとの質疑があり、参考人から、山形県医労連加盟の事業所が2つあるが、管理職を除いた職員平均で一方は20万円程度、もう一方は19万円程度となっており、地方では全国平均との賃金格差があることが問題となっているとの答弁がありました。

また、委員から、紹介議員から介護職では初の

離職超過が昨年度に起きたとの報道について紹介されたが、山形県内の実態はどうかとの質疑があり、参考人から、山形県医労連加盟の事業所では、中途採用、未経験者を含めて年間を通じて募集を続けているが、現場は、慢性的な人手不足の状態であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、看護職の人員確保の状況はどうかとの質疑があり、参考人から、山形県医労連加盟の公的病院では2次募集をかけても定数の確保が難しい状況である。また、都市部に比べて賃金・給与が安いことに加え、新型コロナウイルス感染症への対応により、息抜きもできずに精神的な負担が増えていることもあり、離職者が増えている状況であるとの答弁がありました。

また、委員から、国による診療報酬・介護報酬の臨時改定などがあったが、その対象が3分の1程度にとどまったのは条件が厳しかったからかとの質疑があり、参考人から、精神科医療の病院や救急搬送の受入れが年間200件を超えない病院は対象にならないなど、大きな病院でないと対象にならないこと。また、同じ病院内でも、病棟で勤める看護師は対象になるが外来や本院と離れた診療所の看護師は対象にならず、放射線技師は対象になるが薬剤師は対象にならないことなど、様々な条件があり、制度が複雑であったことが原因であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、医療・介護関係の物品の価格高騰が経営を圧迫する要因となっているのかとの質疑があり、参考人から、例えば給食費についても、材料費が上がったからといって給食費を上げることはできずに経費が収入を上回る状況になっているとの答弁がありました。

また、委員から、国の補正予算で令和6年2月から介護職員の給与を月6,000円引き上げる方針が決定されたが、これをどう評価するかとの質疑があり、参考人から、山形県内と東京都内の同規模の介護事業所の給与月額を比べると山形県内が7万円から8万円ほど低く、他産業に比べても

低い水準にあることから、介護報酬の抜本的な引上げをしていただかなければ、職員の生活や事業所の経営を支えることはできない状況である。また、給与月額6,000円では足りず、4万円以上の引上げがなければ職員の生活改善には至らないとの答弁がありました。

さらに、委員から、エネルギー価格の高騰を受け、光熱水費が上がっていると思うが、どう対応しているのかとの質疑があり、参考人から、光熱水費を削減する効果的な策がなく対応に苦慮している。また、庄内地方の300床程度の病院では月に約3,000万円の光熱水費の負担増になっていると聞いているとの答弁がありました。

また、委員から、医療機関における賃金の格差はどのような場合に生じるのかとの質疑があり、参考人から、地域の最低賃金に給与水準が連動してしまう傾向があり、山形県内と東京都内では賃金の格差が生じることとなる。また、公的病院の賃金は人事院勧告に準じるのに対し、民間病院の賃金は経営状況により設定されることから、ここでも格差が生じることとなるとの答弁がありました。

採決に当たっては、本市ではこれまで、物価・エネルギー価格高騰に対する介護事業所等への支援に関して、全国市長会を通じて国に要望を出したほか、介護事業所等への助成金の支給事業を行った経緯があるが、診療報酬・介護報酬について大幅な引上げを行わないと医療機関・介護事業所の経営が厳しいと考えている。そうした施設の閉鎖となれば、市民生活に大きな影響が生じることを憂慮することから本請願を採択すべきとの意見と、診療報酬・介護報酬を引き上げ物価高騰に対する医療機関・介護事業所への支援を行わないと医療・介護労働者の賃金が上がらず、この分野の人手不足も緩和されないことから本請願を採択すべきとの意見があり、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託された議案5件、請願1

件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第72号から議第75号まで、議第86号及び請願第3号の議案5件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第72号から議第75号まで、議第86号及び請願第3号の議案5件、請願1件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第17 議第76号置賜広域観光案内センター等の指定管理者の指定について

○相田克平議長 次に、日程第17、議第76号置賜広域観光案内センター等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長8番影澤政夫議員。

〔産業建設常任委員長8番影澤政夫議員登壇〕

○8番（影澤政夫議員） 御報告申し上げます。

去る11月28日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、8日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げ

げます。

初めに、議第76号置賜広域観光案内センター等の指定管理者の指定についてであります。本案は、置賜広域観光案内センター等の管理を行わせる指定管理者について、令和6年度から期間を定めて指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、現在の指定管理者を引き続き指定するに当たり、現在の指定管理期間における振り返りや課題点の確認等は行ったのかとの質疑があり、当局から、指定管理者から毎月入り込み客数を報告していただいているほか、定期的な打合せを行う中で、施設管理に関する確認や自主事業の実施に関する調整をしながら事業を進めてきたとの答弁がありました。

また、委員から、現在の指定管理期間は新型コロナウイルス感染症の影響により入り込み客数の変動が大きかったと思うが、その点を踏まえどのような対応をしたのかとの質疑があり、当局から、令和4年に入ってから観光客数が回復してきており、特に外国人観光客が増加してきたことに対応するため、常時英語等で案内が可能な体制を整えている。今後も丁寧な観光案内に努めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、コワーキングスペースの利用に関して利用料金制度を導入する考えはあるのかとの質疑があり、当局から、コワーキングスペースについては、現在の開館時間を精査する必要があると考えており、利用に関するアンケートを実施する予定であるため、その結果を考慮しながら利用料金制度の導入を検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、コワーキングスペースにおける自主事業はどのようなものを検討しているのかとの質疑があり、当局から、指定しようとする事業者から市内にあるほかのコワーキングスペースと連携したセミナーの開催などについて御提案をいただいているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第76号を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第76号は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第18 議第77号令和5年度米沢市 一般会計補正予算（第9号） 外7件

○相田克平議長 次に、日程第18、議第77号令和5年度米沢市一般会計補正予算（第9号）から日程第25、議第87号令和5年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）までの議案8件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長20番佐藤弘司議員。

〔予算特別委員長20番佐藤弘司議員登壇〕

○20番（佐藤弘司議員） 御報告申し上げます。

去る11月28日、12月4日及び5日の本会議で、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

当委員会は、議会日程に従い、11日午前10時から議場・委員会室において、全委員出席の下、当

局から市長をはじめ教育長及び関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で全議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第77号令和5年度米沢市一般会計補正予算（第9号）の歳出については、補正予算の提案があった款項のほか、事前に発言通告のあった款項についても質疑が行われました。

まず、第4款衛生費では、子供のインフルエンザワクチン接種の補助制度について、県内及び置賜3市5町の自治体の実施状況はどうか。また、本市では、これまで任意接種だから助成を実施しないとしていたが、県内でも数多くの市町村が助成している。任意接種だから実施しないというのは理由にならないのではないかとして発言通告により質疑がありました。

第10款教育費では、補正のあった款項に関連し、小中学校の給食について、本市独自で給食の無償化を行う必要があると考えるが、教育委員会として給食の無償化を行う考えはあるのかとして質疑がありました。

また、補正のあった款項に関連し、南成中学校建設の際、屋内運動場にエアコンを設置する予定はないとのことだが、設計変更してでもエアコンを設置すべきではないか。さらに、避難所として活用していくことを考えればスポットクーラーでは不十分であり、エアコン設置について積極的に対応すべきではないかとして質疑がありました。

債務負担行為の補正では、指定管理者の委託料について、以前、提出された債務負担行為額比較表によると、自転車等駐車場、置賜広域観光案内センター、上杉博物館では、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増とあるが、これは市の

会計年度任用職員の賃金と合わせた額を計上しているのか。また、人事院勧告で毎年賃金が上がっているが、今後5年間の賃金はどのように見込んだのかとして質疑がありました。

以上が議第77号令和5年度米沢市一般会計補正予算（第9号）に対する審査の経過の中でありました質疑であります。議第77号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第78号令和5年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号令和5年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護保険サービスで、福祉用具購入や住宅改修を利用した場合、保険給付費の受領委任払という制度があるが、令和3年度と令和4年度の当該制度の実績は何件あったか。また、このような制度があるということを積極的に利用者に周知すべきではないかとして質疑がありました。

以上が議第79号令和5年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）に対する審査の経過の中でありました質疑であります。議第79号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第82号令和5年度米沢市一般会計補正予算（第10号）から議第85号令和5年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）までの議案4件については、初めに一括して給与改定及び会計間異動等に伴う職員給与費及び特別会計繰出金の補正についての質疑を行いました。質疑はありませんでした。

次に、議第82号令和5年度米沢市一般会計補正予算（第10号）につきましては、給与改定及び会計間異動等に伴う職員給与費等の補正以外の補正について質疑はなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第83号令和5年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）から議第85号令和5年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）までの議案3件につきまして、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第87号令和5年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、事前に発言通告のあった米沢市立病院事業会計では、市立病院に勤務するパートタイムの会計年度任用職員、特に医師事務作業補助者は、慢性的な残業体質にあり、フルタイムの会計年度任用職員にする必要があるのではないか。また、令和4年12月、総務省から会計年度任用職員制度の適正な運用等について、具体的な勤務実態を把握した上で毎年度見直しを行う必要がある旨の通知が出された。そのことを踏まえ勤務時間の実態把握をきちんと行っているのかとして質疑がありました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第77号から議第79号まで、議第82号から議第85号まで及び議第87号の議案8件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第77号から議第79号まで、議第82号から議第85号まで及び議第87号の議案8件は、委員長報告の

とおり決まりました。

.....

日程第26 発議第7号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出について

○相田克平議長 次に、日程第26、発議第7号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者18番我妻徳雄議員。

〔18番我妻徳雄議員登壇〕

○18番（我妻徳雄議員） ただいま上程になりました発議第7号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出についてであります。本案は、医療機関・介護施設へのさらなる経済的援助、現場に従事する労働者の処遇改善及び患者・利用者の負担軽減のため、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げることなどを求め、国に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第7号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○相田克平議長 ただいまの提出者説明に対し、御

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時07分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 発議第8号中川勝市長の退任
に伴う表敬決議

○相田克平議長 次に、日程第27、発議第8号中川勝市長の退任に伴う表敬決議を議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者10番堤郁雄議員。

〔10番堤 郁雄議員登壇〕

○10番（堤 郁雄議員） ただいま上程になりました発議第8号中川勝市長の退任に伴う表敬決議につきましては、今般、中川勝市長が御勇退されるに当たり、これまでの御功績をたたえ、ここに表敬決議を御提案するものであり、趣旨の説明は決議案の朗読をもって代えさせていただきます。

〔別紙 発議第8号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○相田克平議長 ただいまの説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり決まりました。

市長挨拶

○相田克平議長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 ただいまは身に余る表敬決議を賜りまして、誠にありがとうございました。

顧みますと、昭和58年、市議会議員として市政に参画させていただき、そしてこの8年は市政をお預かりする立場として、本当に米沢の発展に微力ではありましたが尽くしてまいった所存でございます。

この間を振り返ってみますと、国の制度、そして地方自治の在り方、こういったものの変化がある中で、その中でどのように対応し米沢の発展を目指していくかということが常の課題であったと、このように考えておるところであります。そういった中であって、何よりも重要なことは、住民の皆様が元気で明るく生活できる環境づくりというようなことを目指してまいりました。

健康長寿を目指していく上で、先ほどお話にございましたように、やはり新しい市立病院と三友堂病院の医療連携病院の開設に全力を挙げ、そのことによって生命と健康を守るということから、最後のとりでとなるもの、病院をしっかりと整備をさせていただきましたし、また、任期中には、米沢の地域の全てを磨き上げるというようなことでブランド戦略を立ち上げたわけですが、けれども、その中であって、何よりも交通インフラ、多くの皆さんに米沢においでいただける環境づくりという中では、東北中央自動車道福島－米沢間の開通が何よりも大きなインパクトを持って、今日の米沢の発展を目指していく上で重要な取組となったわけであります。

このように、米沢は、地域資源に恵まれ、そして本当に人々の思いやりの心が備わった地域でございます。これからいろいろな壁が課題がぶら下がってくることとっております。しかしながら、私たちは英知でそれを乗り越え、そして持続可能な米沢づくりに邁進をしていく必要があると思っております。

これからも、議会の皆様、そして当局の皆さんもそうでありますけれども、こういった課題にま

さに挑戦と創造で取り組んでいただき、そして住民の皆様が本当にこの米沢に住んでいてよかったと思っただけのようなまちづくりを進めていっていただきたいと御祈念申し上げる次第であります。

結びになりますけれども、本当に今日まで御理解、御支援をいただいてまいりました議会の皆様に心から感謝を申し上げ、また、私と共に頑張ってきました執行部の当局の皆さんにも感謝を申し上げ、そして、この場をお借りしまして市民の皆様にも大変お世話になりましたことを心から感謝を申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。

8年間お世話になりました。ありがとうございました。

○相田克平議長 暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

~~~~~

午前11時21分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

議長挨拶

○相田克平議長 以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

中川市長におかれましては、長年にわたる市政運営への御尽力に対し、改めまして議員一同敬意を表する次第であります。

今後とも市勢発展のため御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

.....

閉 会

○相田克平議長 以上をもちまして、令和5年12月  
定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉 会